

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第257号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削り、同条第5項中「部に」を「消防局に監察監、理事又は統括監察員、部に」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条第1項中「及び監察監」を「、監察監及び理事」に改める。

第7条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 理事、担当部長、予防課長、指導課長、違反対策課長、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)